

**薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務委託  
公募型企画プロポーザル募集要領**

**1 目的**

本事業は、県内外の薬学部に通う学生（以下「薬学生」という。）等に対し、病院に勤務する薬剤師（以下「病院薬剤師」という。）のやりがいや魅力、本県への定着に向けた県内の各地域の魅力等を発信することで、本県における病院薬剤師の不足を解消することを目的とする。

**2 業務の概要**

**(1) 業務名称**

薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務

**(2) 契約候補者の選定方法**

公募型企画プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

**(3) 委託業務の内容**

別紙「薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

**(4) 委託業務期間**

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

**(5) 見積限度額**

1, 320, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

**3 参加資格**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその

役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

#### 4 スケジュール

項目	日程
企画提案募集公告・応募受付開始	令和7年9月25日(木)
質問受付期限	令和7年10月2日(木) 17時
質問回答	令和7年10月6日(月)
参加申込書の提出期限	令和7年10月10日(金) 17時
企画提案書等の提出期限	令和7年10月20日(月) 17時
審査結果の通知	令和7年10月28日(火) 予定
仕様協議・契約締結	令和7年10月下旬予定

#### 5 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、福島県保健福祉部のホームページからダウンロードして入手すること。なお、福島県薬務課窓口又は郵送等での配布は行わない。

#### 6 質問書の受付

本プロポーザルに関する質問は、以下により受け付ける。

なお、本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

##### (1) 受付期限

令和7年10月2日(木) 17時まで(必着)

##### (2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、下記13「問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。

件名は「【質問】薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務」とし、電子メールの

送信後に、その旨を電話にて連絡すること。なお、電話による質問は受け付けない。

### (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年10月6日(月)17時までに福島県薬務課ホームページに掲載する。

なお、質問者名は掲載しない。

## 7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

### (1) 提出期限

令和7年10月10日(金)17時まで(必着)

### (2) 提出方法

薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務委託公募型企画プロポーザル参加申込書(第2号様式)により、下記13「問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。

件名は「【参加申込】薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務」とし、電子メールの送信後に、その旨を電話にて連絡すること。

### (3) 県から参加申込書提出者に対する参加資格の確認通知

令和7年10月15日(水)までに、参加申込書の送付があったメールアドレス宛てに電子メールにて通知する。

## 8 企画提案書等の提出

上記7による参加資格の確認通知を受け、参加資格を有すると認められた者は、以下により企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年10月20日(月)17時まで(必着)

### (2) 提出方法

下記13「問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで郵送又は持参により提出すること。なお、電子媒体による提出は認めない。

※ 郵送で提出した場合は、提出期限までに到着するように送付すること。

提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に企画提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録を有さないため注意すること。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時45分

から17時00分までとする。

### (3) 提出書類

- ア 公募型企画プロポーザル提出書類送付書（第4号様式）1部
- イ 公募型企画プロポーザル参加資格確認通知書（第3号様式）の写し 1部
- ウ 業務内容に関する企画提案書（任意様式） 6部（正1部、副5部）
- エ 担当者経歴書（第5号様式） 6部（正1部、副5部）
- オ 見積書（任意様式） 6部（正1部、副5部）
- カ 会社概要（第6号様式） 6部（正1部、副5部）
- キ 会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等 6部（正1部、副5部）
- ク 行政機関からの類似業務の受注実績（任意様式） 6部（正1部、副5部）

### (4) 企画提案書の内容

企画提案書は仕様書に記載している内容を円滑かつ着実に、また効果的に遂行するために、事業目的や業務内容を踏まえた提案を記載すること。

### (5) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア 企画提案書に記載するフォントの大きさは、11ポイント以上とすること。
- イ 企画提案書は、A4判（横）、カラー片面印刷、左上ホチキス止め、15ページ（表紙を除く）以内で作成すること。必要に応じてA3判印刷も可とするが、その場合、A3判1ページでA4判2ページとカウントする。
- ウ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかに該当する場合、その企画提案書は失格又は無効となる場合がある。

- ア 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- イ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む）
- ウ 提出書類に虚偽の内容に記載がされている場合
- エ 見積書の金額が上記2（5）に記載した見積限度額を超過している場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 企画提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、参加者（役員）が刑法（明治40年法律第45号）に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- キ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ク その他、県が予め指示した事項に違反した場合

### (2) 辞退

企画提案書等を提出した後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出す

ること。

### (3) 費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

### (4) その他

ア 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

オ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

## 10 審査及び結果の通知

### (1) 審査方法

県が別に定める「薬剤師の就職支援事業パンフレット作成業務委託企画プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき審査委員会を設置し、審査基準（別記）に基づき書面審査を行い、基準点以上の者の中から合計得点が最も高い者を業務契約候補者（単独随意契約の予定者）として選定する。

### (2) 審査結果の通知

ア 審査結果は、本プロポーザルの参加者全員に通知するとともに、福島県薬務課ホームページにおいて業務契約候補者を公表する。

イ 業務契約候補者に選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間（土、日曜日及び祝日を除く。）以内に選定されなかった理由の説明を福島県薬務課に書面により求めることができる。

ウ 上記イに係る回答は、書面が到達した日から起算して14日以内に行う。なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者の企業名と審査時の評点結果」とする。

## 11 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は、業務委託候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託候補者との協議により、提案内容を一部変更することがある。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は2（5）に示す見積限度額を超えないものとする。

### （3）履行ができなかった場合

企画提案書に基づく履行ができなかった場合、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

### （4）その他

業務委託候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において基準点以上の者で合計得点が次点であった参加者と協議する。

## 12 公正なプロポーザルの確保について

- （1）本プロポーザルは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2）本プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- （3）本プロポーザル参加者は、委託契約候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- （4）本プロポーザルの参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎6階

福島県保健福祉部薬務課（担当：渡辺）

電話 024-521-7232

FAX 024-521-7992

メールアドレス yakumu@pref.fukushima.lg.jp

(別記)

## 審査基準

### 1 審査表

#### (1) 採点基準

「5」：優れている

「4」：やや優れている

「3」：普通

「2」：やや劣っている

「1」：劣っている

#### (2) 審査表

審査項目	審査の視点	採点	加点率	配点
① 事業の執行体制	・業務を期間内に実施する上で十分な体制であるか ・同様の業務の履行等、十分な実績の有無、又は本業務実施に十分な実施体制の確保	1～5	×2	10
② 計画	・業務を期間内に実施する上で十分な計画であるか	1～5	×2	10
③ 企画内容	・委託業務の内容を理解し、仕様書の内容を十分に把握した提案となっているか ・対象者（県内外の薬学部に通う学生等）の関心を集める内容となっているか ・病院への就業・定着促進につながるものになっているか	1～5	×10	50
④ 見積価格	・経費の見積価格は妥当なものになっているか	1～5	×4	20
⑤ その他	・提案者が実施した場合のメリットなど	1～5	×2	10
合計点				100

### 2 業務委託候補者の決定について

- (1) 各審査委員の評価点の合計得点が最も高く、最低基準点以上の合計得点である者を業務委託候補者（単独随意契約の予定者）とする。
- (2) 配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた配点合計の60%を最低基準点とする。
- (3) 合計得点が最も高い者が二者以上あるときは、審査委員会において協議した上で、多数決により決定する。